

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間 令和3年 12月23日～ 令和5年 12月22日までの 2年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場  
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和3年12月～ 職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休  
業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和3年12月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・  
バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- 令和3年12月～ 評価項目・評価基準等の検討
- 令和5年 4月～ 人事評価制度の改定について周知、評価者研修の実施
- 令和5年度～ 新人事評価制度による評価実施